

農福連携事例 3

農業者と障害者就労支援事業所との請負契約

農業者名	ふじくらすも果樹園 ^{すずき} 鈴木 ^{ともや} 智哉氏 (神居古潭地区)	
栽培面積	250a	
主な栽培品目	りんご, さくらんぼ, 千両なし他	
従業員	家族2人(常勤)	
農福連携の方法	社会福祉法人旭川春光会「セルフ豊里」(就労継続支援B型事業所)による農作業の請負	
障害者の就労条件	時間	月～金 9:30～15:40(実働5時間) 土曜 9:30～12:00(実働2時間半)
	期間	4～9月
	人数	平均5人程度/日(知的障害者等) 日によって従事者の入れ替わりがあった。
協力機関	上川中南部障害者就業・生活支援センター きたのまち旭川市果樹協会	
旭川市	農政部農業振興課園芸係	

※ 上川中南部障害者就業・生活支援センター きたのまち

障害者の生活・就労をサポートすることを目的に、本人及び関係者への支援及び他機関(職業安定関係、保健・福祉・行政関係、企業)との連絡調整等を行っている。(北海道からの事業委託)

※ 旭川市果樹協会

旭川市内の果樹生産農家によって構成・運営されており、農協などの出荷団体、旭川市、上川農業改良普及センターなどの行政機関とも連携しつつ、果樹栽培技術の向上、会員の経済的、文化的地位の向上等を目的とした活動を行っている。

1 取組の経緯

旭川市果樹協会によるモデル事業(平成26年度～平成28年度)

他の農作物と比較して機械化が難しく手作業の多い果樹にとって、労働力不足は深刻な問題であることから、平成26年度から旭川市果樹協会を事業主体とした「労働力確保対策モデル事業」を開始することとなり、その一環

としてふじくらすも果樹園とセルプ豊里による農福連携の取組が行われた。

なお、モデル事業の実施に際し、旭川市果樹協会は「きたのまち」の協力を得たほか、旭川市からの補助金を活用して技術指導料及び消耗品費などを負担している。

モデル事業終了後（平成29年度以降）

旭川市果樹協会によるモデル事業終了後、ふじくらすも果樹園及びセルプ豊里の両者が取組の継続を希望したため、実施主体を旭川市果樹協会からふじくらすも果樹園に変更してセルプ豊里との請負契約を締結した。

平成29年度からは、当事者間で契約事務を含む連絡調整を行い、農福連携の取組を継続している。

2 月別の作業（りんご）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
剪定・整枝		→										
【請負】 枝拾い				→								
摘花・授粉					→							
【請負】 摘果(実選り)						→						
病虫害防除 (薬剤散布)				→								
【請負】 葉摘み								→				
玉回し									→			
収穫										→		

※ 枝拾い、摘果、葉摘み以外の作業は農業者が行っている。

3 作業の様子

利用者は高度な判断や複数作業の同時進行を苦手としているが、一度身につけた作業を繰り返し行うことは得意であるため、作業期間中は同じ単純作業に従事している。また、作業を急がせると正確さと安全性が損なわれるため、利用者それぞれのペースで行うよう指導している。

(1) 枝拾い（果樹全般）

- ・ 剪定、整枝により地面に落とされた枝を拾い集める作業。地面の枝は作業上の障害物になるほか、病虫害の温床にもなるため、可能な限り園地から除去する。

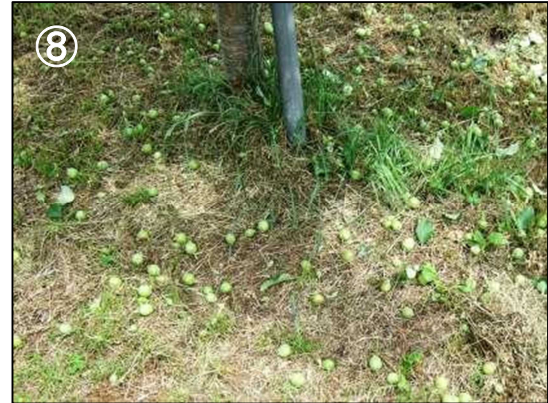
- ・ 拾った枝は任意の場所に集めておき（写真①，②），軽トラックにまとめて積んで園地内の集積場所まで運ぶ。（写真③，④。集積場所の枝は農業者が処分する。）



（2）りんごの摘果（実選り）

- ・ 1株に複数できた幼果を間引く作業。原則として一番大きい幼果を残すが，奇形・傷物は大きさに関わらず除去する。
 - ・ 作業では園芸ばさみ（写真⑤，⑥）と脚立を使用する。（写真⑦）
 - ・ 除去した幼果は地面に落とし（写真⑧），後で農業者が処分する。
- ※ 千両なしはりんごに比べて摘果の判断が難しいため，農業者が行っている。





(3) りんごの葉摘み

- ・ 実に日光を当てるため、実に密着した葉を除去する作業。日光が当たらない部分は赤く着色せず、糖度も1～2度低くなり商品価値が落ちる。
- ・ 摘果と同様に園芸ばさみと脚立を使用する。(写真⑨, ⑩)
- ・ 除去した葉は摘果と同様に地面に落とし、後で農業者が処分する。

※ 葉摘み後の「玉回し」(りんごを回転させて裏側に日光を当てる作業)は力の加減が難しいため、農業者自身が作業を行っている。



※ (2) 摘果及び(3) 葉摘み作業は、(1) 枝拾いより難易度が高く、当初は見落とし・やり残しが散見されたが、2年目以降は利用者が経験を積んだことにより作業精度が向上し、やり残しはほとんどなくなったとのこと。

4 就労人数等について

- ・ セルフ豊里からは利用者5人に作業指導員が1～2人付いていた。施設外就労を行う場合、「利用者〇〇人に対し作業指導員1人以上を配置する」等の制度上の基準があることから、その事業所の指導員の人数によって、施設外就労可能な利用者の人数が変動する。
- ・ 園地へ来る利用者はほぼ固定化されており、5人中3人は6年前から、他の2人は1～2年前から園地での就労に参加している。

- ・ 施設外就労に参加するようになった利用者は、体力がつき施設を休むことが少なくなつたほか、挨拶をするなど社会性の面でも成長したとのこと。

5 請負契約について

- ・ この事例では期間を定めずに請負契約を締結した。
- ・ 請負作業の内容は毎年同じであるが、各作業の時期・期間・作業量はその年の気象条件や果樹の生育状況により変わるため、請負金額も変動する。

6 注意事項

(1) 施設外就労に対応できる時間帯

- ・ 基本的に事業所の開設時間内就労となるため、早朝や夜間の作業には対応できない。

(2) 作業内容の伝え方

- ・ 農業者が事業所の作業指導員に作業方法を説明し、指導員と一緒に作業をしながら利用者に伝える形が基本である。ただし、この事例では数年にわたり指導員・利用者ともに同じ作業を行ってきた経験があるため、現在では農業者から説明・指示することはほとんどない。
- ・ 近隣の果樹園で作業者が脚立から転落・負傷する事故が発生していることから、作業時の安全確保について指導員から繰り返し注意喚起を行い、事故の発生を防いでいるとのことであった。

(3) 休憩について

- ・ 屋外での作業であり、熱中症等の予防のため、こまめな休憩や水分補給が必須である。この事例では、利用者の1人がタイムキーパーの役割を担い、休憩開始・作業再開のタイミングを全員に知らせるようにしていた。
- ・ この果樹園では農業者や来園者向けの休憩所・トイレを利用できた。また、昼食については、時期や天候に応じて近所にある事業所に戻る場合と、弁当を園地に持参する場合があった。

(令和元年12月掲載)